平成２４年（フ）第４７７号
北海道旭川市神楽５条７丁目１番15号　サンディアゴ１階
債務者　熊倉　　宏
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７８号
北海道旭川市東鷹栖３条３丁目636番地の287
債務者　千葉加代子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８９号
北海道旭川市末広３条１丁目２番15号　ＹＭハイツ201号室
債務者　佐藤　英幸
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９０号
北海道旭川市末広３条１丁目２番15号　ＹＭハイツ201号室
債務者　高島未来又は佐藤未来こと　高　　奉成
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９６号
北海道旭川市東旭川町共栄186番地
債務者　チョーデリー　モハメッド　シュエブ
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０５号
北海道旭川市春光台１条２丁目９番５号
債務者　佐野美奈子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１号
北海道上川郡東川町北町３丁目10番12―24号
債務者　河野　正和
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７号
北海道深川市北光町１丁目２番25―204号
債務者　青木　郁雄
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８号
北海道深川市北光町１丁目２番25―204号
債務者　青木由香里
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７１号
東京都世田谷区八幡山３丁目37―17―402
鈴木方
債務者　渡辺　眞悟
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８３号
埼玉県川口市江戸袋１丁目１―22　ハイムこもれびＢ―102
債務者　石塚　貴弘
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９７号
神奈川県厚木市三田南２丁目17―18―201
債務者　西村　千里
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０４号
東京都練馬区栄町15―１―202
債務者　阿部　　学
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０７号
東京都品川区南大井３丁目８―16―701
債務者　前澤　清隆
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０９号
東京都大田区中馬込２丁目26―８―202
債務者　林田　秀子（旧姓井森）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部